



六  
歳  
首

普魯西煙草税法

3004





114  
A 4496



千八百六十八年字漏生國獨逸北部聯邦及其連  
スト雖氏其運上ト高買トニ於テ是同盟  
スル國々煙草ノ税法

第一條

獨逸ノ領地ニ於テ作りタル煙草ハ其地所

ノ廣狹ニ隨テ税ヲ収ムルモノナリ

但此税法ハ六ル一テニカ一尺ニ尺三寸

五分ニ四方ニ付テ年々六シールヘール

ゴロセシニ六シールヘールゴロセ宛ノ割

合ヲ以テ収ムヘニ若シ地所ノ廣狹ニ隨

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈

大正



ヒ之ヲ分割シテ其六ル一テニ四方ニ滿タ  
サル余分アレハ其余分ノ地稅ヲ免スルモ  
ノナリ

第二條

若シ一人或ハ一家ニテ煙草ヲ作りタル地  
所六ル一テシヨリ狹隘ナレハ其稅ヲ免スル

第三條

第一條ノ如ク煙草ノ稅ヲ出スニ於テ八年  
々七月中地主ヨリ必ス其地所ノ廣狹ヲ精

覈ニ調へ場所并ニ寸方書ヲ以テ其區ノ稅  
掛リへ届出テ稅掛ノ官吏ニ於テハ<sup>此ノ</sup>届ケノ  
請取証ヲ出スヘシ

第四條

稅掛リニ於テハ此ノ届書ヲ以テ詐リナキ  
ヤ否其實地ヲ點檢シ村吏之レニ手傳スヘ

但點檢ノ費用ハ其作り主ニ賦課スベカ  
ラス 官ヨリ之ヲ支給ス

第五條



第四條ノ如ク點檢濟ノ上其年可収入分ノ  
税額ヨ計算シテ税掛リノ官吏ヨリ之ヲ作  
<sup>主</sup>通知シ而シテ此ノ税額ノ半高ハ其年十  
二月中残半高ハ翌年四月中ニ皆収メヘシ

第六條

煙草ヲ作ル地所ハ其地主ヨリ第三條如  
ク届出テノ後仮令作主ニ於テ利益ノ為メ  
或ハ他ノ條約ヲ以テ作ラスト虽其地所  
ノ税ハ地主ヨリ之ヲ償フノ責任スヘシ

第七條

免税ハ煙草ノ成熟惡シク歟或ハ天災等ノ  
為メ全ク耗失スル歟或ハ其半高ヨリ減ス  
ルヲアレハ渾テ其税ヲ免スヘシ此ノ免税  
ノ規則ハ追テ獨乙運上ト高買トニ於テ同  
盟國ノ評議官ニ於テ之ヲ定ムルモノナリ  
但之ヲ定ムルニハ千八百八十八年十二  
月廿九日字漏西國ニ於テ定メタル免税  
ノ法ヨリ少カラザルヘシ

第八條

若シ煙草五十斤以上外國ニ輸出スルモ



ハ其税ヲ政府ヨリ償ヒ返スヘシ

但輸出ノ節ハ其官吏運上ノ規則ニ照準

シテ之ヲ検査スヘシ政府ヨリ可返付分

ノ税ハ荒煙草或ハ鼻煙草一セニ子一ル

普魯西百斤ナリ普ノ一斤ハ佛ノ二付テ

五百ガラハニ當ル

十五シールヘールゴロゼン我カ三十宛  
五我ナリ宛

骨抜ノ葉或ハ卷煙草等種々ニ持エ立  
テタルモノ

ハ鼻煙草ノ外ハ二十シールベールゴロ

ゼン我カ四十  
七我ナリ宛ナリ尤獨ニ運上ト商買

ト同盟國ノ評議官ニ於テ二十シールベ

ールゴロゼン或ハ二十五シールズール

コロゼン我カ五十  
八我ナリ増加スル事アルヘ

シカイス煙草ノ  
種類青葉并ニ莖其外屋芥ノ

分ハ返付スルヲナシ

第九條

此煙草ノ税ハ千八百六十九年ヨリ收入ス

ルモノナリ

第十條

若シ第三條ニ掲ケタル如ク届書ニ

不出モノハ其税額ノ四倍ヲ料料ト



シテ之ヲ取立テ其外別ニ税ヲ収  
ヘシ

口 仮令期限ノ通り届書ヲ出スル虽正

地所ノ廣狹ヲ偽リ隠スルアリテ其  
隠地総地面ノ二十分一ヨリ廣ケレ

ハ其隠地税ノ一倍ヲ料料トシテ之

ヲ取立テ其外別ニ税ヲ収ムヘシ

ハ 若シ其隠地二十分一ヨリ蓋蓋十

ル款或ハ二十分一ニ相當スル時

ハ料料ヲ不取立其税而已ヲ収ムヘ

第十一條

若シ詐欺スルモノ其身貧困ニシテ料料ヲ

不能償モノハ運上ノ刑律ニ照準シテ之ヲ

囚獄セシムヘシ

第十二條

詐欺人ノ吟味ニ就テ裁決スル時ハ兼テ運

上ノ規則ニ違背スルモノノ例ニ照準シテ

之ノ處分スヘシ尤此規則ニ違背シタル事

五年目ニ至リ初テ顯然スルニ於テハ之



免許スヘシ

第十三條

此國法施行ノ順序ハ渾テ獨乙運上ト商買  
ト同盟國ノ評議官ニ於テ之ヲ布告スルモ  
ノナリ

此法ヲ施行スル証據ノ為ニ茲ニ朕ノ名  
ヲ記シ以テ國印ヲ鈐ス

ヘルリシニ於テ千八百六十八年一月廿

六日詔命アリ

皇帝名ハイルベルム

ビスマルクセーニハウセン

獨乙帝國法律書ヲ按萃對

シーボルト

古賀保高



大  
痛  
省